公募型プロポーザル方式による提案書募集に関する公表 (2018年10月18日発表)

次のとおり、提案書を募集します。

１ 業務の概要

（１）業務名

丘のまちびえいDMOウェブサイト構築業務

（２）業務目的

近年、外国人観光客の増加や個人旅行の普及等、観光が多様化している。またスマートフォンなど情報端末の進化、公衆 wifi の整備等、観光情報を取得する手法や環境も大きく変化している。このような背景の中、丘のまちびえい活性化協会および丘のまちびえいDMOでは次世代に美瑛町を引き継ぐために、美瑛町における農業および観光業の重要性について地域住民の理解を醸成しながら、「美味しい」「楽しい」「美しい」というテーマのもとに、美瑛町の価値である「資産」を商品化していきたいと考えている。

統一したブランド展開で地域全体のトータルの価値を高め観光客の満足度を最大化するとともに、地域経済の発展と住民幸福度の向上へと繋がるウェブサイトの構築を実施したい。

（３）業務内容

① 丘のまちびえいDMO活動全体のブランド名称およびウェブサイトの名称、ロゴデータの作成

② CMSの導入・構築・設定

③ ウェブサイトの構造・運用設計およびデザイン制作

④ コンテンツの企画立案・製作

⑤ 多言語サイトの作成と翻訳業務

⑥ 操作・運用マニュアルの提供

⑦ 操作研修

（４）契約期間

契約締結日の翌日から平成31年3月31日（日）まで

（５）業務の経費上限額

４，５００，０００円（税込）

２ 資格要件、審査方法及び評価基準

（１）提案書提出者に要求される資格要件

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に該当しない者であること

② 美瑛町物品等入札参加資格者指名停止基準の規定に基づく指名停止を受けていない者であること

③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

④ 参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないものであること。

（２）審査方法

審査方法は２段階方式とし、第１次審査で、提出された参加申込書、企画提案書等による書面審査を実施し、第2次審査の参加者を選定する。第２次審査では、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、提出書類並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容を総合的に評価する。なお、同点となった場合は、見積金額の低い提案書提出者を上位とする。

（３）提案書を採用するための評価基準

『要求水準等説明書』の９に記載。

３ 手続き等

（１）担当

一般財団法人 丘のまちびえい活性化協会　担当 沼尻

〒071-0208 美瑛町本町1丁目5番8号

ＴＥＬ：0166-92-5677

E-mail：info@biei-act.jp

（２）要求水準等説明書の公開期間、場所及び方法

①公開期間

平成30年10月18日（木）から平成30年11月1日（木）午後５時まで

②公開場所

丘のまちびえい活性化協会ウェブサイト上に記載する。

（３）参加申込書の提出期限、提出場所、提出方法及び提出書類

①提出期限並びに提出場所及び方法

平成30年11月1日（木）午後５時までに事務連絡の上、丘のまちびえい活性化協会へ持参または郵送にて提出。

②提出書類

参加申込書等（様式１から５）

（４）提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

①提案書の提出期限、場所及び方法

平成30年11月8日（水）必要部数を印刷し、丘のまちびえい活性化協会へ持参または郵送にて提出。

（５）事業者選定のスケジュール

質問受付

10月18日(木)～10月25日(木)

参加申込書受付

10月18日(木)～11月1日(木)

提案書受付

11月2日(金)～11月8日(木)

プレゼンテーション及びヒアリング参加者選定通知

11月16日(金)頃

プレゼンテーション及びヒアリング

提案書採用者・次点者を選定（第２次審査）

12月4日(火)頃

提案書採用通知

12月7日(金)頃